

議第124号

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年10月6日提出

京都市長 門川大作

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を改正する条例

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 10の項中「(10の項)」を「(9の項)」に改め、同表1 20の項及び23の項中「第8号」の右に「及び第9号」を加え、同表2 9の項第1号中「第11号」を「第13号」に改め、同項第8号及び第12号中「6の項」を「7の項」に改め、同表2 11の項第2号才中「8の項第4号」を「9の項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

規定を整備する必要があるので提案する。